

企業主導型保育事業に対する融資を始めました！

多様な就労形態に対応する保育サービスを通じ、待機児童の解消及び仕事と子育てとの両立を目的とし、また、福利厚生向上及び人材確保も期待できる**企業主導型保育事業**への融資を、平成30年度から開始します。さらに、**据置期間中無利子とする優遇**を実施します。

施設整備をご検討の際は、ぜひご相談ください。

《お申し込みができるお客さま》

◎自ら企業主導型保育事業を設置し、かつ、その事業において自らの職員のための「従業員枠」を有する以下の法人格のお客さまが対象となります。

- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ NPO法人
- ・ 学校法人
- ・ 一般社団（財団）法人
- ・ 宗教法人

| 融資条件 | 優遇適用後の条件 | 通常条件 |
|------|----------------------|--------------------|
| 利率 | 0.3% ※ (据置期間中無利子) | 0.3% |
| 償還期間 | 20年以内 | 20年以内 |
| 据置期間 | 2年以内 | 2年以内 |
| 融資率 | 90% | 80% |
| 担保 | 原則必要 | 原則必要 |
| 保証人 | 保証人不要制度または個人保証 | 保証人不要制度 または個人保証 |

※ 令和2年3月2日改定：償還期間20年 完全固定金利制度の場合
利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します

- 優遇適用取扱期間は令和3年3月31日までとなります。その後は通常条件となります。
- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

 1
し
連
絡
先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240

福祉医療機構ホームページアドレス <http://www.wam.go.jp/hp>